

神世界事件に関する声明

平成23年3月10日

神世界被害対策弁護団

団長 弁護士 紀 藤 正 樹

東京都千代田区麴町4丁目2番地

第二麴町ビル2階

リンク総合法律事務所

神世界被害対策弁護団

連絡先 事務局長 弁護士 荻 上 守 生

電話 03-3515-6681

- 1 本日、有限会社神世界関連団体である有限会社E2の代表者である杉本明枝外4名に対し、詐欺容疑で逮捕状が出され、杉本明枝らが逮捕されました。
- 2 当弁護団は、平成19年12月20日の、神奈川県警による有限会社神世界及び同関連団体（以下、「神世界」とします。）に対する家宅捜索をきっかけに、神世界による靈感商法の被害者救済を目的として、全国靈感商法対策弁護士連絡会に所属し、宗教法人世界基督教統一神霊協会（統一協会）が組織的に行う靈感商法問題に取り組んで来た弁護士を中心として結成した弁護団です。

弁護団結成後、神世界から多額の金銭を騙し取られたという多くの被害者の方々からの相談が寄せられました。

弁護団としては、多くの被害者の方々や神世界の元スタッフ、神霊能力があるとされていた神世界の元先生らからの事情聴取などにより、神世界による「神書」「ライセンス」「お肉筆」等の物品販売や、「ヒーリング」「御霊光」「御祈願」を名目とする多額の金銭収奪行為が、いわゆる典型的な靈感商法であり、詐欺ないし組織的詐欺にあたるものと判断し、神奈川県警及び横浜地方検察庁に、詐欺ないし組織的詐欺での立件をお願いして参りました。

神世界は、平成19年12月の家宅捜索後、暫くは、自らの宗教団体性を否定していたにもかかわらず、現在は宗教団体であることを公言し、宗教的確信に基づくものである限り詐欺とはなり得ないという代理人弁護士の助言に基づき否

認を続けていたこともあり、本日の神世界関係者の逮捕まで3年余りの時間がかかりましたが、ご担当の検事及び神奈川県警のご尽力に対し、敬意と感謝の意を表します。

もともと、神世界による被害実態は、被害者は1万人以上、被害額は200億円以上は存在するものと思われ、今回の5名の立件にとどまらず、神世界による組織的な靈感商法の全容を解明し、神世界の教祖である斉藤亨や日原易子、和田美和、佐野孝、宮入英実ら首謀者の立件に向けて、更なるご尽力を求めるとともに、弁護団としても努力して参ります。

最後に、当弁護団には、被害者の方々から被害相談が寄せられていますが、神世界の被害実態からすれば、被害者の大部分の方々泣き寝入りしているものと思われまます。

また、今回の逮捕をきっかけに、神世界の欺瞞に気づかれる現役信者の方々も多いものと思われまます。

神世界による被害実態の解明のためにも、被害者の方々やこれから神世界を辞められるの方々には、当弁護団宛てに、勇気を持ってご相談ください。

以上